

2025会計年度 2026年7月1日

(派遣)マージン率等の情報提供について

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ32F
株式会社アットマーク・ソリューション
自：2025年3月1日 至：2026年2月28日

① 2025年度 派遣労働者 全社（実数）	8	人
② 2025年度 派遣先事業所数 全社（実数）	6	箇所
③ 2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 全社（8時間当たり、全業務平均）	31,289	円
④ 2025年度 労働者派遣に関する賃金の額の平均額 全社（8時間当たり、全業務平均）	16,650	円
⑤ 2025年度 マージン率 全社（通勤交通費・寸志：不含）	46.8	%

マージン率 =
$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣} \\ \text{労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの} \\ \text{派遣労働者1人1日（8時間）当たりの} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関} \\ \text{する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
☒ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間の終期 2027年 3月31日
☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 （注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
新規入社者研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
プログラマー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー昇格研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：谷口(取) 電話番号：06-7506-9304

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

教育訓練に要する経費は賃金・交通費を含めて全額会社負担、福利厚生費は会社負担、年次有給休暇、夏季・冬季特別休暇、家庭応援特別休暇、慶弔・看護休暇、フレックス勤務制度、在宅勤務制度、単身赴任制度、懇親会制度、通勤費全額支給、住宅手当制度、誕生日お祝い品制度

事業所名 (主)大阪オフィス、(従)東京オフィス
派遣許可番号(日付) 派 27-303410 (2018/ 7/ 1)